

①「学術成果情報発信システム」と②機関リポジトリの関係がよくわかりません。①は②の名称とするものでしょうか？ WEBページには「機関リポジトリについて」と説明がありますが、これは①にいずれ修正されるのでしょうか？
新たにIR用のHPを立ち上げるのか？
このHPは図書館が管理するのか、それともどの組織が？
PP 2ページに KGUにおいて作成された「電子的な学術成果」とあるが、図書館で「電子的なもの」に加工してくれるのか？
著作権について大学図書館がやれること・やれないことがある。大風呂敷はタイヘン
PP3ページ ポインタで流れを指して説明するとより理解しやすさを感じるのでは？全般に言えることだが
PP 6 7 8 9 ページをまとめて一番前に1枚置くと唐突さがうすらぐ。
先行事例の差や違いに少し触れてみるとよい
PP 17枚目 登録原則の説明が必要ではないか？ やはり 何に注意して どうするのか 前の部分で説明しておくべきかもしれない
伝えるべきポイントに抑揚をつけて強調したほうがよい 院生・教員へのプレゼンと想定した場合、原則を強調すべきと考えます。(細かいことは個別対応で)
選書と同じくコンテンツの選定をどうするか悩むところです。
商用データベースと同水準の有用性を持つまで どのくらいの期間が予測されるのでこのシステムに本学教員が登録することにより関学にとって具体的にどのようなメリットがあるのでしょうか？
外国でのリポジトリの方向性は日本と同一歩調で進んでゆくのでしょうか？
教材上のアイデアを他大学に盗まれるのではないのでしょうか？
掲載論文数などにより教員の勤務評定に使われるのではないのでしょうか？
論文をまとめて図書として出版したときに売り上げが落ちるのではないのでしょうか？
著作権関係の訴訟が発生した場合、図書館が対応してくれるのでしょうか？
掲載可能な「成果」の中に未完成な論文(ディスカッション・ペーパー)を入れることは可能ですか？
データとして保管していないふるい論文(紙)からデータ作成は手伝ってもらえるので公開時期は著作権問題ともからんでいるので、各自が出版社や雑誌編集者の「諾」をとる必要があるのですね？
何でも登録してくるものは何でも受け付けるのか？質の良否は問わないのか？査読のプロセスはないのか？
① 図書館が前面に出すぎているのでトーンを下げる必要あり。大学としてやる事業の説明を十分にすることがある。
② p3の登録対象成果物の中で、「教育・研究資料」の中味がわかりにくい。
③ 「学術成果」と「研究成果」という言葉が混在しているので統一を。
④ 院生の成果もOKか、修論も含むか(指導教授との関係は?)
⑤ これによって紀要はなくなるのか
⑥ 著作権上の問題が発生した場合の紛争処理の責任体制は？
⑦ 何をどこまで登録するのか、の全学合意のとり方は？
関西学院大学研究成果発信システムとは…の定義の中に、「電子的な学術研究成果を収集し」とあるにも関わらず、p3の「学術機関リポジトリ」の収録対象の中には「教材」「データ」まで含まれている。これらは学術研究成果に含まれるのか？
又、「教材」を載せる場合、その教材として利用されている資料の著作権処理の問題が気になる。授業で「教材」として学生に配布する場合には問題がなくても、公開してしまうと問題があるケースが出てくるのではないか。教員の著作権に対する意識はかなり低いのではないか。
登録対象者についても、基準を明確にしておく必要があるのではないか。院生、非常勤の取扱いはどうするのか？院生レベルのものでも学術研究といえるのか？院生の場合にはどこかで査読システムが必要ではないか？
・プレゼンの原則ともいわれていますが、最初にアウトラインを記したスライドを1枚入れた方がよいと思います。そうすれば、聴衆は「IRとは何か→そのメリット→先行事例→疑問点→時期」の流れが、最初につかめるので、理解が深まると思います。
・4枚目の経緯よりは5枚目の成果物のほうが重要なので、先に持ってきては？4枚目は必要ですか？

・6枚目の「可視性を高める」はもっと分かりやすい表現はないですかねえ
・11～14の「先行事例」は2件程度で十分では？
・20枚目、「基本的には公開が原則です」とありますが、登録・公開しない場合の罰則とか強制力などはどうなっているのか知らせる必要があるのでは？
3枚目のシートの図の説明では、レーザーポインタを使うと、より分かりやすくなると思いました。